

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年10月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000065号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2000008号

第1 結論

昭和63年4月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで
平成2年7月か8月頃にA市役所で国民年金の加入手続をして、その後、自宅アパートに郵送された納付書により、A市役所にあった銀行の窓口で請求期間の国民年金保険料を遡って、まとめて納付した。請求期間について、年金記録では、国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が所持する大学卒業証書及び大学の回答によると、請求期間当時に大学生であったことが確認できるところ、20歳以上の大学生について、国民年金の加入が強制加入とされたのは平成3年4月1日からであり、それまで国民年金の加入は任意加入とされていた。

また、国民年金の任意加入については、加入手続を行った日に被保険者資格を取得し、同日が属する月以後の国民年金保険料を納付することが可能となることから、制度上、加入手続前に遡って被保険者資格を取得し保険料を納付することはできない。

したがって、請求者が大学生であった請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、昭和63年4月に国民年金の任意加入手続を行い、同年4月以降継続して国民年金に任意加入し保険料を納付する必要がある。

しかしながら、請求者は、平成2年7月か8月頃に国民年金の加入手続を行い、その後、請求期間の国民年金保険料を遡って、まとめて納付した旨記憶していることから、請求者の記憶は、上記の取扱いと符合しない。

また、請求者が所持する年金手帳によると、初めて国民年金の被保険者となった日は、請求者が大学を卒業した翌月の平成2年4月1日となっており、被保険者の種別は第1号被保険者と記載されていることから、請求者は同年4月1日に初めて国民年金の強制加入被保険者となったことが確認できる上、これはA市の回答及び請求者のオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得年月日、被保険者種別とも一致しており、請求者が請求期間において国民年金に任意加入していた形跡は見当たらない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、オンライン記録により確認できる請求者の手帳記号番号及びその前後の手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得処理日(平成3年6月18日)により、平成3年5月から6月頃までにA市において払い出されたものと推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオ

ンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付について知る者として、請求者の母を挙げていることから、請求者の母に照会したものの、請求者の請求期間に係る保険料の納付を裏付ける資料及び回答は得られなかった。

なお、年金手帳に記載されている初めて国民年金の被保険者となった日については、任意加入の場合は最初に加入手続を行った日を記録することとされているが、強制加入の場合は加入手続が遅れたとしても、法定要件に該当した日（本件においては、大学卒業後の平成2年4月1日）を記録することとされているため、大学卒業後に強制加入被保険者となった請求者の年金手帳において、初めて国民年金の被保険者となった日が平成2年4月1日と記載されていることに不自然な点はない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000061号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年4月1日から昭和40年11月1日まで
請求期間は、A社B事業所でパート社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が名前を挙げた複数の同僚の陳述及び請求者の従事業務等に関する具体的な陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者がパート社員としてA社B事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、請求者に係る資料がないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の届出及び同保険料の控除については不明であると回答している。

また、請求者は、「請求期間当時、健康保険については夫の被扶養者となっていたため、当該事業所から健康保険証をもらっていなかった。勤務時間は長かったが給与は高額でなく、夫の扶養の範囲を超えないようにしていたと思う。」と述べ、請求期間当時に、自身と同じくパート社員として一緒に勤務していたとする同僚二人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及びオンライン記録によると、当該二人は、いずれも請求期間に厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できない上、当該二人に照会し、回答が得られた一人は、当該事業所にはパート社員として勤務していたので厚生年金保険には加入していなかった旨回答している。

さらに、請求者が請求期間当時に正社員であったとして名前を挙げた同僚一人のほか、当該事業所に係る被保険者原票により、昭和38年4月から昭和40年4月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得し被保険者期間が1年以上継続している女性のうち、生存及び所在が確認できた45人の計46人に照会し、20人から回答が得られたものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、請求者は、ねんきんネットの検索により当該事業所の未統合記録が見つかったと主張しているが、オンライン記録の氏名検索において請求者に係る未統合記録はない上、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000040号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000030号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年4月1日から昭和59年3月1日まで
② 昭和59年3月1日から同年10月1日まで
③ 昭和59年10月1日から平成元年10月1日まで
④ 平成元年10月1日から平成3年7月1日まで
⑤ 平成3年10月1日から平成5年10月1日まで
⑥ 平成5年10月1日から平成7年6月1日まで
⑦ 平成7年6月1日から平成10年6月1日まで
⑧ 平成10年7月1日から平成11年5月1日まで
⑨ 平成11年5月1日から平成15年5月1日まで

請求期間①はA社に、請求期間②はG社又はH社に、請求期間③はB社に、請求期間⑤はI社に、請求期間⑥はD社に、請求期間⑦は再びB社に、請求期間⑧はE社に、請求期間⑨はF社にそれぞれ勤務したが、いずれも厚生年金保険の被保険者記録がない。

また、請求期間④については、平成元年10月1日からC社に勤務したが、同社における厚

生年金保険の被保険者資格取得日は平成3年7月1日になっている。

請求期間①から⑨について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社にJ職として勤務したと主張しているが、商業・法人登記簿謄本、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、同社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、請求期間①当時の事業主の生存及び所在が確認できないことから、請求者の請求内容について確認できる関連資料及び陳述を得ることができない。

また、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和58年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①のうち昭和58年4月1日から同年8月31日までの期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間①当時の同僚の名前を記憶していないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和58年9月1日以後、請求期間①中に同保険の被保険者資格を取得し、生存及び所在が確認できた同僚8人に照会し、4人から回答を得たものの、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求内容について確認できる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、請求者は、A社において雇用保険の被保険者となっていた記録が確認できない。

2 請求期間②について、請求者は、K市L地区にあったG社又はH社に勤務し、M業務に従事していたと主張しているところ、商業・法人登記簿謄本及びオンライン記録によると、請求期間②当時はK市内の別な地区に所在していたものの、平成9年に同市L地区の所在地となった「H社」が確認できる。

しかしながら、H社の事業主は、請求期間②当時に、K市L地区に支店、営業所及びその他の拠点を設置していたことはなく、請求者が主張するM業務に従事する従業員を採用したことはないと述べている。

また、請求者は、請求期間②に勤務していた事業所は、自身が過去に勤務し、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるN社の関連会社であった旨を述べ、請求期間②当時の事情を知っているとするN社の先輩社員の名前を挙げているものの、当該先輩社員は既に死亡している上、N社は、「これまで、当社の関連会社がK市L地区に存在していたことはない。『G社』及び『H社』という名称の関連会社も存在しない。」と回答している。

さらに、適用事業所名簿及びオンライン記録において、請求者が請求期間②に勤務していたと主張する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、K法務局が保管する商号調査簿を閲覧したものの、請求者の主張に合致する法人は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間②において雇用保険の被保険者となっていた記録が確認できない。

3 請求期間③及び⑦について、i) 請求者が所持する預金通帳により、請求期間⑦頃の平成7年3月から平成8年4月までの期間について、B社からの振込が確認できること、ii) 請求者は、請求期間③及び⑦のいずれも、B社でM業務に従事し、請求期間③当時はK市O地区にあった事務所、請求期間⑦当時はK市P地区にあった事務所にそれぞれ勤務したと主張し、請求期間③及び⑦当時の各事務所の責任者であったとする者の名前を挙げているところ、当該主張内容とB社の事業主及び複数の同僚が回答している事務所所在地及び責任者の名前が符合していること、iii) 回答が得られた複数の同僚は、時期までは記憶していないものの、請求者を記憶している旨回答していることから判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、B社の業務に従事していたことが認められる。

しかしながら、請求者は、請求期間③及び⑦当時の給与形態について、月給、日給及び時間

給等の給与は支給されておらず、成功報酬のみが支払われていた旨を述べているところ、B社の事業主は、「B社が採用した営業の従業員には月給や日給等の給与を支給しており、健康保険及び厚生年金保険に加入させていたが、請求者が主張する成功報酬のみを支払っていた者については、従業員でなく請負契約等の者であり、健康保険及び厚生年金保険に加入させることはできないことから、社会保険事務所（当時）に対する届出は行っておらず、報酬から厚生年金保険料を控除することもない。」と陳述している。

また、請求者が請求期間③及び⑦に勤務した各事務所の責任者であったとして名前を挙げた二人は、オンライン記録により、いずれも死亡していることが確認できる上、このほかに請求者はB社の同僚の名前を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間③及び⑦に同社において厚生年金保険の被保険者記録があり、かつ、これまでにQ県内の住所地であった履歴が確認できた同僚 37 人に照会し、17 人から回答を得たものの、請求者が請求期間③及び⑦においてB社の従業員として勤務し、請求期間③及び⑦に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料や具体的な陳述は得られなかった。

さらに、請求者は、B社において雇用保険の被保険者となっていた記録が確認できない上、請求者は、請求期間③のうち昭和 63 年 9 月 9 日から同年 12 月 3 日までの期間及び平成元年 3 月 6 日から同年 9 月 5 日までの期間について、それぞれB社とは別の事業所において雇用保険の被保険者となっていたことが確認できる。

- 4 請求期間④について、請求者は、平成元年 10 月 1 日からC社にJ職として勤務したと主張しているが、商業・法人登記簿謄本及びオンライン記録によると、C社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、請求期間④当時の事業主は病気療養中であり、請求期間④より前から同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる解散時の事業主は同社の資料を保管しておらず、請求者を記憶していないと回答していることから、請求者の請求内容について確認することができない。

また、請求者は、C社に勤務することとなった経緯について、請求期間③に勤務していたB社から紹介された旨主張しているが、C社の解散時の事業主及び上記3のB社の事業主は、いずれも両事業所に関連があったとする記憶はなく、請求者の主張内容について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間④当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、請求期間④及びその前後の期間である平成元年 1 月 1 日から平成 3 年 12 月 31 日までにC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、生存及び所在が確認できた同僚 7 人（請求期間④当時の事業主を除く。）に照会し、3 人から回答を得たものの、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求内容について確認できる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、請求者は、平成元年 10 月 1 日からC社に勤務したと主張する一方で、同社における勤務期間は3か月間程度であったとも述べているところ、当該陳述は、現在記録されている同社における厚生年金保険の被保険者期間（平成 3 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの3か月間）と符合している上、請求者の同社における雇用保険の被保険者記録についても、厚生年金保険の被保険者期間と符合していることが確認できる。

- 5 請求期間⑤について、請求者は、R市（現在は、S市）T地区にあったI社にU職として勤務したと主張しているが、適用事業所名簿及びオンライン記録において、請求者が請求期間⑤に勤務していたと考えられる厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、K法務局が保管する商号調査簿を閲覧したものの、請求者の主張に合致する法人は見当たらない。

また、請求者は、請求期間⑤当時の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、請求者の請求内容について確認できる関連資料及び陳述を得ることができない。

さらに、請求者は、請求期間⑤において雇用保険の被保険者となっていた記録が確認できない。

6 請求期間⑥について、請求者は、D社にU職として勤務していたと主張しているが、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、D社は、昭和63年8月1日から平成元年2月28日までの期間について厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間⑥当時は適用事業所でなかったことが確認できる上、同社の事業主の所在が確認できないことから、請求者の請求内容について確認できる関連資料及び陳述を得ることができない。

また、D社の事業主の子で同社の取締役であった者は、「D社は既に廃業している。請求期間⑥当時は厚生年金保険を適用していなかった。」と回答しており、このほかに請求者の請求内容を確認できる関連資料及び具体的な陳述は得られなかった。

さらに、請求者は、請求期間⑥当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、D社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた同僚6人（上述の事業主及び事業主の子を除く。）に照会し、2人から回答を得たものの、請求者の請求内容について確認できる関連資料及び具体的な陳述は得られなかった。

加えて、請求者は、D社において雇用保険の被保険者となっていた記録が確認できない。

7 請求期間⑧について、請求者が所持する預金通帳により、請求期間⑧頃の平成10年10月から平成11年6月までの期間について、E社からの振込が確認できること、及び請求者は、V市において同社のJ職に採用されて勤務した旨主張しているところ、同社の現在の事業主は、「請求期間⑧当時の資料は保管していないが、当時、私はJ職の管理業務を担当しており、請求者の主張どおり、平成10年夏頃、V市において請求者をJ職として採用したことを記憶している。請求者の退職時期は覚えていないが、J職の採用当初には、試用期間の意味合いで有期雇用契約期間が設けられており、請求者は、準社員等に本採用する期間の定めのない雇用契約を締結することなく退職したと記憶している。」と述べていることから判断すると、請求者は、入社日及び退社日の特定はできないものの、請求期間⑧頃にE社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、E社の現在の事業主は、「J職の有期雇用契約期間については、厚生年金保険に加入させない取扱いであり、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられない。」と述べている。

また、請求者は、請求期間⑧当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、請求期間⑧にE社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた同僚9人（上述の現在の事業主を除く。）に照会し、回答が得られた3人はいずれも「J職は期間雇用後に準社員等となった時に厚生年金保険に加入していた。」と回答している上、当該3人のうち請求期間⑧当時に給与計算及び社会保険事務を担当していたとする者は、「請求者は正社員及び準社員ではなかった。厚生年金保険に加入させていない従業員から厚生年金保険料は控除していない。」と回答しており、他の二人は請求者を記憶しておらず、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、請求者は、E社において雇用保険の被保険者となっていた記録が確認できない。

8 請求期間⑨について、請求者が所持する預金通帳により、請求期間⑨中の平成11年7月から平成13年3月までの期間について、F社からの振込が確認できる一方、当該期間中に同社からの振込がない又は10万円未満の低額な振込額である時期が存在すること、及び平成13年4月以後は同社からの振込がないことから判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、請求期間⑨の一部について、F社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、F社は、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について、いずれも不明である旨回答しており、請求者の主張内容について確認することができない。

また、請求者は、請求期間⑨当時、F社にJ職として勤務したと主張しているものの、同僚

の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、請求者が同社に入社したとする平成 11 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、生存及び所在が確認できた 14 人に照会し、7 人から回答を得たところ、いずれも請求者と同じく J 職として勤務していたと回答しているが、当該 7 人のうち 5 人は、「入社時に厚生年金保険の加入についての希望を確認された。」、「会社が判断して厚生年金保険の加入時期を決めていた。」、又は「アルバイトやパート扱いの者は社会保険の適用がなかった。」と回答している上、回答が得られた上記同僚 7 人のうち 4 人は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成 11 年 5 月 1 日の前年である平成 10 年から勤務していたと回答していることを踏まえると、請求期間⑨当時、F 社では、採用した従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった状況がうかがわれる。

さらに、回答が得られた上記同僚 7 人は、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、請求者は、請求期間⑨について、F 社に籍だけはあったと思うが、実際には J 職の仕事がほとんどなく、同社から給与も支払われていなかったもので、建築現場の宿舎に泊まりながら日雇いの作業員として働いていたが、当時働いていた建築会社の名前も思い出せない旨述べており、請求期間⑨当時の記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、請求者は、請求期間⑨中の平成 14 年 6 月 1 日から同年 10 月 15 日までの期間について、F 社とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

その上、請求者は、F 社において雇用保険の被保険者となっていた記録が確認できない。

- 9 このほか、請求者の請求期間①から⑨までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2000063 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2000031 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日まで
A 事業所で厚生年金保険に加入している期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、年金記録では、当時の給与額の実態よりも低く記録されているので、正しい記録に見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、14 万 2,000 円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 6 月 10 日に、A 事業所が請求者に係る訂正分の平成 25 年度厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を年金事務所に提出したことにより、既に厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として 22 万円（訂正前の標準報酬月額である 14 万 2,000 円を除く。）と記録されている。

また、当該事業所は、上記の訂正分の算定基礎届を提出した理由について、「訂正前の算定基礎届において、本来であれば請求者の報酬支払基礎日数を 5 月は 5 日、6 月は 12 日と記載し、両月の報酬月額を算定の対象から除かなければならなかったところを、誤って 5 月は 30 日、6 月は 31 日と記載し、両月の報酬月額を算定の対象として合計に含めて算定対象月における 1 か月当たりの報酬月額の平均額を算出していた。」旨回答している。

さらに、当該事業所及び日本年金機構から提出された請求者に係る訂正前の算定基礎届の写しによると、平成 25 年 4 月から同年 6 月までの算定対象月について、各月の報酬支払基礎日数は 30 日又は 31 日、1 か月当たりの報酬月額の平均額は 13 万 8,786 円と記載されており、これに基づく標準報酬月額は 14 万 2,000 円であることから、オンライン記録において請求者の請求期間に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額と一致する。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間について、当該事業所から提出された請求者に係る健康保険傷病手当金支給申請書（第 1 回）、平成 25 年度出勤簿、平成 25 年分及び平成 26 年分賃金台帳の写しによると、標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンラ

イン記録において厚生年金保険法第 75 条本文該当として記録されている標準報酬月額（22 万円）と一致しているものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額である 14 万 2,000 円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の訂正の対象とならないため、訂正は認められない。